

令和2年戸田市議会年間活動成果

本市議会では、4つの常任委員会における「年間活動テーマ」の取り組みや、議会改革特別委員会での取り組みなど、活発な委員会活動を行っており、令和2年も各委員会においては執行部への要望書の提出などを行い、議会改革特別委員会ではさまざまな議会改革に取り組みました。

次のページには、各常任委員会の活動成果について掲載しています。

区分	委員会名	年間活動テーマ	年間活動成果
政策立案・政策提言	総務委員会	危機管理の強化について	・「避難所における防災備蓄及び感染症対策に関する要望書」を執行部へ提出
	文教・建設委員会	教育現場の課題解決について ～児童・生徒と向き合うために～	・執行部や学校現場へのヒアリング等を基に調査報告書を執行部へ提出
	健康福祉委員会	新型コロナウイルス感染症の現状と今後について	・勉強会や複数の関係団体との議会懇談会を踏まえ、「コロナ禍における各施設に対する支援を求める要望書」を執行部へ提出
	市民生活委員会	新型コロナウイルス対策（経済対策）	・戸田市商工会との議会懇談会での意見を踏まえ、「新型コロナウイルスから地域経済を守るための要望書」を執行部へ提出
議会改革	議会改革特別委員会	災害時における議員活動	・「戸田市議会における災害発生時の対応要領」及び「議員行動マニュアル」の一部改正
		議場等のバリアフリー化	・議場のバリアフリーが不十分な箇所の改修
		議会のICT化	・会議資料のペーパーレス化 ・オンライン委員会の試行
		政務活動費の見直し	・「政務活動費の運用指針」を策定

オンライン委員会（議会改革）

オンラインで試行的に委員会を開催しました

議会改革特別委員会では、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言など、議員が庁舎に参集することが困難となった場合でも、議会活動が継続できるよう、オンラインによる委員会を試行的に開催しました。委員は、自宅などからオンライン会議システムを通して会議に参加し、発言する際のルールなどを確認しながら、議会改革に関する検討事項について協議しました。



▲初めての取り組みでしたが大きなトラブルもなく開催できました

意見交換会

市議会モニターとの意見交換会を開催

令和2年12月9日に、市民からの意見を議会運営に取り入れるために任命している市議会モニターと、正副議長・議会運営委員長・議会改革特別委員長・議会広報委員長による意見交換会を開催しました。当日は、市議会モニターから出された「30年後の戸田市はどのように変化し、今何をすべきなのか」というテーマなどについて、活発な意見交換が行われたほか、議会運営に対するさまざまな意見が出されました。



▲本市の未来について意見交換が行われました

委員会視察レポート

閉会中に実施した視察について、11月24日の本会議冒頭に委員長から報告がありました。その概要は以下のとおりです。

文教・建設常任委員会

荒川第二・第三調節池の整備の概要及び計画を確認

【国土交通省 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所】

事業計画地は第一調節池（彩湖）の上流、さいたま市から上尾市にかけて第二・第三と造り、面積として、第二・第三合わせて約760ヘクタールであり、これに第一を合わせると1,340ヘクタールとなります。これは、東京都墨田区と同じぐらいの面積の調節池になるということでした。容量としては、第一が約3,900万トン、第二・第三が約5,100万トンとなり、合わせて約9,000万トンとなります。これは、第一の約2.3倍の水を貯める能力になるということであり、八ッ場ダムの約1.2倍の治水容量を持つとのことでした。

早期完成には3点の課題があり①事業費全体として約1,670億円が必要であること②土の確保③JR川越線の橋梁架け替えが必要であることを確認しました。また、事業を進めながら既存の堤防

を利用し、工事期間中も、治水機能を果たしていきたい旨が確認できました。

【検証の結果】

完成までの間、市民が参加できるイベントが行われた場合には、そこに携われるという楽しみを市民へPRできればよいのではないかと確認されました。



▲10月13日 荒川調節池工事事務所にて

『政務活動費の運用指針』決まる

議会改革特別委員会では、政務活動費の適正な制度運用や使途の透明性の確保を図るため『政務活動費の運用指針』（令和3年4月1日施行）を策定しました。

政務活動費の使途の範囲については、支出する際、判断に迷うこともあったことから、改めて、市民への説明責任と市民目線に重点を置き、判例の事例検討や他市議会の状況調査などを行いながら、協議してきました。

その結果、細部について取り決めを行い、最終的な責任は議長であることを明確にしました。また、公開した際にわかりやすくするため、書式を整備するとともに、体系化を図りました。

今後も、政務活動費を適正に活用していくとともに、市民に開かれた議会を目指して、取り組みを進めていきます。



▲令和3年4月以降に議会ホームページに掲載します。

政務活動費とは

本市議会では、地方自治法の規定や「戸田市議会政務活動費の交付に関する条例」などにに基づき、本市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付しています。

なお、交付額は、各会派に対し、月額4万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額となります。

